

平成 30 年（行ウ）第 93 号、同 98 号ないし第 104 号
国籍確認等請求事件

原 告 原告 1 外 7 名

被 告 国

準備書面（6）

2019年 / 月 22 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 近藤 博 徳

弁護士 植名 基 晴

弁護士 富増 四 季

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育哉



目次

第1 「第2 原告7及び原告8の訴えに対する本案前の答弁の理由」（答弁書4頁乃至5頁）について	7
1 国籍取得がほぼ確実であること	7
(1) 原告7について	7
(2) 原告8について	8
(3) 小括	9
2 事後的な金銭賠償や確認訴訟では救済にならないこと	9
3 結論	10
第2 「第3 請求の原因に対する認否」（答弁書5頁乃至29頁）について	11
1 「2 当事者」について	11
(1) 「(1) 「原告」について」について	11
(2) 「(2) 「被告」について」について	13
3 「3 「3 確認の訴え」について」について	19
(1) 「(1) 「(1) 被侵害権利と違憲審査基準」について」について	
	19

(2) 「(2) 「(2) 国籍法第11条第1項が違憲無効であること」について」について	21
第3 「第4 求釈明」（答弁書29頁）に対する回答	21
第4 「第5 被告の主張 3 国籍法11条1項の立法目的及びその合理性、 (1) 国籍の意義及び機能」（答弁書30頁乃至32頁）について.....	22
1 「ア 国籍の意義」について（答弁書30頁）	22
2 「イ 国籍の機能」について（答弁書30頁乃至32頁）	22
(1) 「(ア) 國際法領域における国籍の機能」について（答弁書31頁） .	22
(2) 「(イ) 国内法領域における国籍の機能」（答弁書31頁乃至32頁）	
.....	22
3 「ウ 小括」について（答弁書32頁）	23
第5 「(2) 国籍立法に関する基本理念、立法主義ないし諸原則」について（答 弁書32頁乃至37頁）	24
1 はじめに—反論の概要	24
2 「ア 各国が国内法令において自由に国籍の得喪を定めることができるとさ れていること—国内管轄の原則」について（答弁書32頁乃至33頁） . . .	25
3 「イ 人は必ず唯一の国籍を持つべきことが理想とされていること—国籍唯 一の原則」について（答弁書33頁乃至36頁）	26

(1) 「(ア) 国籍唯一の原則は国籍概念の本質的な考え方と理解されていること」について（答弁書33頁乃至35頁）	26
(2) 「(イ) 各国国内法における国籍唯一の原則の現れ」について（答弁書35頁乃至36頁）	40
4 「ウ 個人の自由意思を尊重すべきことも限定的ながら一つの理想とされていること－国籍自由の原則」について（答弁書36頁）	46
(1) 第1段落について	46
(2) 第2段落について	46
5 「エ 我が国の国籍法は、重国籍防止と国籍自由の原則を基調としていること」について（答弁書36頁乃至37頁）	49
(1) 第1段落について	49
(2) 第2段落について	50
(3) 第3段落について	50
第6 「(3) 国籍法11条1項の立法目的及びその合理性」について（答弁書37頁乃至41頁）	51
1 「ア 国籍法11条1項の規定について」について（答弁書37頁乃至39頁）	51
(1) はじめに	51

(2) 「(ア)」について（答弁書37頁乃至38頁）	52
(3) 「(イ)」について（答弁書38頁乃至39頁）	58
2 「イ 国籍法11条1項の立法目的の合理性」について（答弁書39頁乃至41頁）	61
(1) はじめに	61
(2) 「(ア) 「国籍変更の自由を認める」という立法目的が合理性を有すること」について（答弁書39頁乃至40頁）	62
(3) 「(イ) 「重国籍の発生防止」という立法目的が合理性を有すること」について（答弁書40頁乃至41頁）	64
第7 「4 原告らの主張に対する反論」について（答弁書41頁乃至43頁）	67
1 「(1) 「日本国籍を奪われない権利」ないし「日本国民が外国籍を取得しても日本国籍を奪われない権利」が憲法上保障されていると解することはできないこと」について（答弁書41頁乃至42頁）	67
(1) 第1段落及び第2段落について	67
(2) 第3段落及び第4段落について	68

2 「(2) 「自己志望による外国国籍取得は日本国籍離脱の意思の表現」とみなし得ないことを論難することは誤りであること」について（答弁書42頁乃至43頁）	70
第8 「5 国家賠償請求について」について（答弁書43頁乃至44頁）	72
1 「(1) 立法不作為に係る国賠法上の違法性について」について（答弁書43頁乃至44頁）	72
2 「(2) 国籍法11条1項の改正を行わなかったことが国賠法1条1項の適用上違法とは評価できること」について（答弁書44頁）	72
(1) 1950（昭和25）年現行国籍法制定時の違法性	72
(2) 1984（昭和59）年国籍法改正時の違法性	73
別紙 求釈明一覧	74

(17頁よりここまで中略)

第4 「第5 被告の主張 3 国籍法11条1項の立法目的及びその合理性、(1) 国籍の意義及び機能」（答弁書30頁乃至32頁）について

1 「ア 国籍の意義」について（答弁書30頁）
認める。

2 「イ 国籍の機能」について（答弁書30頁乃至32頁）

(1) 「(ア) 國際法領域における国籍の機能」について（答弁書31頁）
認める。

(2) 「(イ) 国内法領域における国籍の機能」（答弁書31頁乃至32頁）
概ね認める。

被告が答弁書において指摘するように、国籍は、その本來的性質に基づき、また憲法・法律によって、様々な権利義務の発生と結びつけられている。まさに、「日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」である（最高裁平成20年6月4日大法廷判決）と判示されるとおりである。

なお、被告が答弁書で「国籍の有無により影響を受ける権利・義務関係」として挙げるもののうち、納税の義務については、原告ら準備書面（1）第2. 1 (3) (19頁) で論じたとおり、少なくとも今日の日本の税制においては国籍の有無と納税義務とは特別な結び付きを持たない。

3 「ウ 小括」について（答弁書32頁）

答弁書記載の内容については概ね認める。但し、被告主張にかかる国籍の定義のうち、「国家の主権者たる地位」との点については、国民が国家の主権者の地位にない国（例えば明治憲法下の日本、また現在の中華人民共和国では、主権者は「人民」にあるとされ、人民による独裁の対象である「ブルジョワジー」などは、国籍保有者としての「公民」には含まれても、主権者ではない、とされる〔甲43〕）、もあるので、必ずしも適切ではない。

また、国籍には被告主張に限らない機能がある。国籍、特に生来保有する国籍は、本人の生育の歴史と重複し、あるいは家族との結合の印として、本人のアイデンティティの一部を構成する。また国家も、その構成員間の

感情的、文化的な絆に支えられた共同体としての側面があり、構成員のアイデンティティによってその正統性が維持されている。とりわけ、民族と国家が結合した国では、民族の伝統や文化への愛着や帰属意識が、そのまま国家への帰属意識と重なり、民族のアイデンティティと国籍のアイデンティティがオーバーラップする。このように、国籍は国民のアイデンティティの一部を構成し、国民が自身の存在意義を確認する際の重要な一要素となっている。

第5 「(2) 国籍立法に関する基本理念、立法主義ないし諸原則」

について（答弁書32頁乃至37頁）

1 はじめに－反論の概要

被告は本項において、国内管轄の原則、国籍唯一の原則、国籍自由の原則を挙げて繰々述べた上で、我が国の国籍法は複数国籍防止と国籍自由の原則を基調としている、と整理している。

しかしながら、これらの「原則」の内容及び各々の関係についての被告の主張は平板であり、かつ不正確・不適切である。原告ら準備書面（1）第1. 3（7頁以下）で述べたように、「主権尊重の原則」（被告の言う「国内管轄の原則」）のみが各国の国籍法制に共通するものとして唯一の「原則」であり、この原則に起因して複数国籍が必然的・不可避的に発生する。

「国籍唯一の原則」はこの複数国籍の発生防止・解消に向けた立法政策の総称であるが、その具体的な内容は国により法制により様々であり、「国籍唯一の原則を採用しているから複数国籍はこのように防止解消されなければならない」という基準を見出すことはできない。そして我が国の国籍法における「国籍唯一の原則」と「国籍自由の原則」の関係は、むしろ後者の保障を妨げない範囲で前者の実現が図られている、と見るのが正しい。

以下では、被告の答弁書に認否反論しつつ、上記の点を具体的に述べていく。

2 「ア 各国が国内法令において自由に国籍の得喪を定めることができるとされていること—国内管轄の原則」について（答弁書32頁乃至33頁）

認める。但し「各国は、国際法の制約を受けることなく」とする点は不正確であり、各国の国籍立法も条約や世界人権宣言15条2項など慣習法化した国際法による制約を受ける。

被告が主張する「国内管轄の原則」は、原告ら準備書面（1）第1.3（7頁以下）で主張した、国籍立法に関する主権尊重の原則と同じものである。この主権尊重の原則ないしは国内管轄の原則は、国籍立法における各国に共通な原則としては唯一のものであり（甲27（95頁））、各国の国籍法制はこの原則を逸脱することを許されない。そして、この主権尊重の原則から不可避的に複数国籍が発生することも、論理的に自明である。つまり、複数国籍が発生し、またその完全な解消が不可能であることは、

主権尊重の原則（国内管轄の原則）の必然的な帰結である。このような複数国籍の不可避性は、“国籍の本質的属性”の重要な一つと言ってよいであろう。

なお、この点は被告も次項イ(ア)において「国籍の得喪に関する立法は、各国の専属的国内管轄事項とされており、国籍立法の多様性の必然的結果として、一方においては、一個の個人が同時に二以上の国籍を有する場合（重国籍、国籍の積極的抵触）が生じ…得ることになる。」と認めるところである（答弁書33頁乃至34頁）。

3 「イ 人は必ず唯一の国籍を持つべきことが理想とされていること—国籍唯一の原則」について（答弁書33頁乃至36頁）

(1) 「(ア) 国籍唯一の原則は国籍概念の本質的な考え方と理解されていること」について（答弁書33頁乃至35頁）

ア 第1段落について

認める。被告も認めるとおり、主権尊重の原則に起因する「国籍立法の多様性の必然的結果として」、複数国籍が発生するものである。

イ 第2段落について

国籍の積極的抵触が個人の利益保護の見地及び国際協調主義の見地のいずれからみても避けるべき事態であるとの点は否認ないし争い、国籍の消極的抵触は避けるべきであるとする点は認める。

原告ら準備書面（1）16頁以下で既に指摘し、また次項ウ以下でも論じるとおり、複数国籍により個人の利益が害される（複数国籍を防止解消することによって個人の利益が保護される）とか、あるいは国際協調主義に抵触する、という状況が存在しないことは明らかである。

むしろ、個人の利益保護の見地からは、国籍の積極的抵触は積極的に受容、認容すべきものである。

なぜなら、本件の原告たちのような国外居住者にとっては、居住国でも出身国でも国民としての権利保障を得られる方が、いずれかの国からのみ国民としての権利保護を得られる場合よりも、利益保護が厚くなる。また、父母それぞれの国籍を承継する等した生来の重国籍者にとっても、それぞれの国籍国から権利保障を受けられる方が利益保護は厚くなる。いずれも自明の事実である。

また、国際協調主義の見地からも、国籍の積極的抵触は積極的に受容、認容すべきものである。

なぜなら、人権保障の世界的な推進を目指す国際連合（国連憲章前文他）の加盟国が190カ国を超え、重国籍を容認する国が72%以上に至った現代社会にあっては（甲28の1）、国籍の積極的抵触を受容し、重国籍者の存在を前提とした法制度を整えることこそ、国際社会との協調に大いに資するものだからである。

したがって、国籍の積極的抵触は、国籍の消極的抵触と違い避けるべき事態ではなく、むしろ個人の利益保護の見地からも国際協調主義の見地からも、積極的に受容、認容すべきものである。

ウ 第3段落について

否認ないし争う。

(ア) 複数国籍によって外交保護権の衝突が生じる、との被告の主張について

被告は、複数国籍によってどの国とどの国の外交保護権が衝突するか、を明示せずに、抽象的にそのおそれを主張する。しかしながらこの点については、原告ら準備書面（1）第2. 1（1）（17頁乃至18頁）で指摘したとおりである。

すなわち、複数国籍者の国籍国同士の外交保護権の衝突については、1930年に締結された国籍法抵触条約（甲33）で相互に外交保護権を行使できないと定めており、これが国際慣習法化することで衝突は回避されている（甲38の1、甲38の2）。次に、複数国籍者の権利を第三国が侵害したとして国籍国的一方が外交保護権を行使した場合に、当該第三国がその国を本人の帰属国として扱ってよいか否か、という問題は、1955年のいわゆるノッテボーム事件判決で示された「実効的国籍の原則」が判断基準として国際慣習法となっている。

しかも、日本国籍と外国籍の複数国籍者について外交保護権の衝突の問題が発生したことがこれまで一度もないことは、被告自身認めている（甲23（25頁第4段乃至26頁第1段））。

以上の通り、被告が主張する「外交保護権の衝突」は半世紀以上前に解決済みの問題であり、今日これを持ちだして複数国籍の弊害を論じるのは、もはや時代遅れであり、また全くの的外れである。

(イ) 兵役義務の抵触のおそれについて

この点については、原告ら準備書面（1）第2. 1 (2) (18頁)で指摘したとおりである。すなわち、二国間協定で解決するなどの方で回避可能である上、現在兵役制度が存在せず、将来的にも兵役制度を設けることは憲法上の制約から不可能ないし困難と一般に解されている日本において、兵役義務の衝突のおそれを論じることは全く無意味である。

なお、日本側に兵役制度が存在しないとしても、複数国籍者の他方国籍国に兵役制度が存在する場合に、当該国の兵役義務と日本への忠誠義務との衝突云々を論じる見解があるかも知れない。しかしながら、そもそも兵役義務は法的な義務であるのに対し、日本国民は日本国ないしは日本政府への忠誠義務を法律上課されていない（複数国籍について論じられる際の「国家に対する忠誠義務」とは、現行日本国憲法下では法的な義務ではあり得ず、政治的・道義的義務に過ぎない）のであるから、両者を対比し「義務の衝突」と論じること自体に意味はない。また、現実に日本国内にいる者に対して他方国籍国が兵役を強制し、そのために自国に連れ去ることは日本国の主権侵害であり不可能であるから、現実的にそのような事態が生じることは考えられない。さらに日本国民が他方国籍国に在住する際に兵役を義務づけられたとしても、それはその国が国民に対し課す義務であり、そのこと自体を日本国ないし日本政府が否定することはできない。

以上の通り、兵役の衝突のおそれに関する被告の主張は、空理空論に過ぎない。

(ウ) 納税の義務の抵触について

この点については、原告ら準備書面（1）第2.1（3）（19頁）で主張したとおり、今日では納税者の住所・居所又は所得の発生場所を基準に課税をするのが一般であり、国籍が本質的に納税義務と関連づけられる、という関係にはない。このことは日本に在住しあるいは日本国内で所得を得ている外国籍者に対して住民税や所得税が課される反面、外国に居住し外国で所得を得ている日本国民に対して日本国から税金が課されていないことを見れば明らかである。

被告は、一般的に国民の義務の一つとして納税義務がいわれることからこのように主張するものと推測されるが、その前提において誤りがある。

(エ) 個人の同一性の判断が困難となり、場合によっては適正な入国管理が阻害される事態も生じ得る、との指摘について

この点については、原告ら準備書面（1）第2.1（4）（19頁乃至20頁）で主張したとおり、被告自身が統計上の問題があるだけで実害がないことを認めている。

なお、主権尊重の原則によって複数国籍者の発生が不可避であることは、遅くとも1930年の国籍法抵触条約締結時には各国間の共通認識となっており、それから今日までの間、複数国籍者は一貫して増加し続けている。もし各国が「複数国籍者の発生は不可避であるが個

人の同一性の判断が困難でありこのことが問題を生じる」と真剣に危惧しているのであれば、被告が指摘する「関係国間の通報制度」の創設等の対応策を積極的に行うはずであり、そのことは各国共通の利益である。しかるに今日そのような機運は（少なくとも日本に関する限り）全くみられない。このことは、複数国籍による個人の同一性判断の困難という問題が存在しない、あるいは存在するとしても国家として取り立てて重視する必要のある問題であるとは（国際的にも、また日本においても）認識されていないことを示すものである。

(オ) 個人の同一性の判断が困難となることによって、重婚を防止し得ないという事態が生じ得る、との指摘について

この点については、原告ら準備書面（1）第2. 1（5）（21頁）で主張したとおり、重婚の発生原因は複数国籍に存在するのではなく、他国で成立した婚姻が本国に適切に報告されていないためである。

法の適用に関する通則法24条2項は、「婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による。」と規定し、婚姻を挙行した外国の法律が定める方式で行った婚姻は、日本においても有効であるとする。これは婚姻を行った者が挙行地の国籍を有するか否かとは無関係である。

他方、外国で婚姻をした日本人について重婚が発生するのは、その者が外国の方式によって挙行した有効な婚姻を、その本籍地の市町村役長に届出（報告的届出）せず、そのために同人の戸籍に婚姻の記載がなされず、戸籍上独身とされているため、その後に別の婚姻が可能となってしまうのである。

このように、外国で成立した婚姻の報告的届出が適切になされないことが、重婚が可能となっている原因である。複数国籍者であっても他方国籍国で成立した婚姻は日本法上も有効であるから、これを本籍地に報告すべき義務を負っており、これが履行されれば重婚の成立は回避されるのであるから、問題の要点は日本国籍单一国籍者の重婚の問題と全く同じである。

このように、本人が複数国籍であることは重婚の成立とは何らの関係もない。被告の主張は、重婚の実態を無視したものであるばかりでなく、重婚の問題の本質が外国における婚姻の適切な報告の実施にあることをも看過したものであり、失当である。

エ 第4段落について

(ア) 被告は、複数国籍者はその所属国において国民としての権利を与えられ、複数の本国に自由に往来居住し、各々の国で社会保障の利益、経済活動の自由を享受し得ることになる、と主張する。

複数国籍者がその所属国において国民としての権利を与えられていることはその通りであるが、複数の本国で自由に往来居住する権利を有するか否かは各国の法制度次第であり、国籍を有する者が当然にその国に何らの制限なく出入国をしたり居住や移転の自由を無制限に保障されていると言うことはできない。

また、各々の国で享受できる社会保障の利益の内容も各国の制度次第である。国民であることを理由に無条件に享受できる利益もあり得るであろうが、居住が給付の要件である場合（例えば生活保護

など）、には、複数国籍者であっても（身体は一つであるから）居住していない国の給付は受けられない。また、給付に先行する負担が条件である場合（例えば国民年金や健康保険など）にも、单一国籍者と同等の負担のうえに給付を受けることになる。これらの場合には複数国籍者が単一国籍者に比べて多くの利益を得ているわけではない。このように、例えば日本国籍と外国籍の複数国籍者が、日本において単一国籍者が受けるのと同等の社会保障を日本及び他方国籍国の双方で享受できるわけではない。

(イ) 被告は、上記のような複数国籍者が得る利益は単一の国籍のみを有する者には与えられていない利益であり、保護に値する利益とは言えない、と主張する。

複数国籍者がその各所属国において国民としての権利を与えられている結果、その者が享受する便益の総体が単一国籍者が享受するそれより大きくなる場合がありうることは、被告の指摘する通りである。

しかしながら、「このような利益は保護に値するものではない」との被告の主張は、原告ら準備書面（1）第2.1（6）（21頁以下）で述べた通り、誤りである。

例えば、ある個人がA国とB国の複数国籍者である場合、その者のA国民としての権利利益はA国の法律によって承認され、保護されており、他方でB国民としての権利利益もB国の法律によって承認され、保護されている。その者にA国民としての権利利益とB国

民としての権利利益が併存するからといって、それらの全部若しくは一部の保護は当然に制限されるとする、A国とB国の法規範の上位に位置する法規範（必然的に国際的な法規範となるであろう）は存在しない。

したがって、被告の「保護に値する利益とは言えない。」との主張は、およそ法的な、あるいは理論的な根拠を有しない、感情的な議論にすぎない。

また、被告の主張を前提とするならば、複数国籍者が各国籍国の法律によって保護され享受する権利利益の一部は制限されるべきであることになる。しかしながら、A国の国内法でB国の法律によって保護される権利利益を制限することは主権尊重の原則（国内管轄の原則）に抵触して許されない。他方、A国の国内法でA国民として本来保護されるべき権利利益を制限することは、少なくとも日本国籍について言うならば、单一国籍か複数国籍かによって基本的人権を含む権利保障に差別を生じさせるものであり、憲法14条1項に照らし重大な問題を生じさせる。

現状を見ても、日本国籍と他の国籍の複数国籍者について、その者が両国において保護され享受する権利利益を「保護に値しないもの」として制限する法令は、少なくとも日本の法制度上は存在しない。

このように、被告の「保護に値する利益とは言えない」との主張は、実務的にも不合理な内容といわざるを得ない。

以上の通り、「複数国籍者が複数の国籍国から得る権利利益は保護に値しない。」との被告の主張は、法的根拠を有しない、單なる感情論であり、失当である。

オ 第5段落について

争う。

(ア) 「以上のような理由から」と被告が主張する「以上の理由」とは、その文脈上、外交保護権の衝突のおそれ、兵役義務及び納税義務の抵触のおそれ、適正な入国管理が阻害され、重婚を防止し得ないおそれ、といった複数国籍による弊害のおそれとされる事情、並びに複数国籍者が得る利益は保護に値する利益ではない、との点を指すものであることは明らかである。

しかしながら、これらの被告の主張が誤りであることは、上記に詳述したとおりである。すなわち、外交保護権の衝突はその解決ルールが半世紀以上前に見いだされ、国際慣習法化している。兵役義務の衝突を徴兵制度のない日本の国籍法の議論に持ち込むのは全くの筋違いである。納税義務は国籍と無関係であり、また今日納税義務の衝突は国家間の協定や条約によって解決されるのが一般であり、納税義務の衝突の回避のために国籍を剥奪するという発想は国際社会には存在しない。適正な出入国管理の阻害のおそれは被告自身がこれを否定している。重婚のおそれは、重婚の原因は複数国籍にあるのではない。そして、「保護に値しない利益」論は法的根拠を欠いた感情論である。

したがって、これらの点が複数国籍を防止すべき理由となり得ないことは明らかである。

(イ) 確かに、これらの弊害が古くより言われてきたことは事実である（裏返せばそれだけ内容の検証なく漫然と言い伝えられただけでもある）。しかしながら、1984年の現行国籍法の改正は、このような複数国籍の弊害といわれるものを踏まえた上で、複数国籍者の発生の機会を制度的に増加させ、かつ原告ら準備書面（1）第4（31頁以下、特に42頁以下）で述べた通り、最終的に複数国籍が解消されずに存続することを制度上容認したものである。このことからも、被告自身、複数国籍の解消が国籍法制における最優先課題ではなく、むしろ改正以前よりその要請の重要度が相対的に低下したことを認識していたものとみるのが正しい。

(ウ) 原告ら準備書面（1）第4（31頁以下）で論じたとおり、現行国籍法が一定の範囲で複数国籍の発生防止・解消を目指し、そのための制度を設けていることは事実である。その意味では、現行国籍法は一定範囲で「国籍唯一の原則を維持している」と見ることができる。

しかし、各国の国籍法制における「国籍唯一の原則」の重視の度合いは千差万別であり、欧洲諸国にみられるような、国籍唯一の原則をほとんど放棄したかのような法制の国もあれば、中国のように相当厳格にこれを維持している（それでも完全な実現は不可能である）法制の国もある。

つまり、「国籍唯一の原則」とは、「複数国籍の発生の防止又は解消を図る」という立法政策の抽象的な方向性を示すものに過ぎず、それ自体から必然的にあるべき複数国籍防止解消制度が導かれるものではない。「国籍唯一の原則」を掲げながら、複数国籍防止解消に積極的な法制の国（例えば中国）もあれば、消極的な法制の国（例えば欧米）もあり、さらに時代による温度差もある（例えば日本や韓国の国籍法改正の前と後の差異など）のである。このような多様な国籍立法を敢えて「国籍唯一の原則」という標語で括ろうとするならば、その最大公約数としての内容は「複数国籍を無制限には認めない」という程度のものにしかなり得ない。

(エ) したがって、国籍法の解釈において重要なのは、抽象的な「国籍唯一の原則」なるスローガンに引きずられて印象的な判断をすることを注意深く避け、日本の国籍法がどのような場合に複数国籍を制限し、どのような場合にこれを容認しているか、を個々の条文の解釈を通じて正確に理解することである。そして、それらの諸制度の総体が日本の国籍法が採用する「国籍唯一の原則」の具体的な内容である。このような法解釈作業を放棄し、「国籍唯一の原則は国籍の存在意義から当然導かれる原理ないし国籍立法のあるべき姿」であるなどと論じることには、何らの意義も見いだしがたい。

力 第6段落について

(ア) 記載の判決及び引用判示の存在は認める。

但し、その内容については以下の通りの問題がある。

(イ) 被告が引用する通り、東京地裁平成24年3月23日判決は、「1人の人間に對し複数の国家が對人主権を持つこと、又は国民に主権がある国において1人の人間が複数の国に対して同時に主権を持つということは、主権国家の考え方とは本質的に相容れないというべきである。」と判示する。

しかし、原告ら準備書面(1)第1.3(7頁以下)で詳しく述べ、また被告も答弁書33頁乃至34頁で認めるとおり、まさにその国家の對人主権の故に、複数国籍が必然的に発生し、またこれを完全に解消することが不可能なのである。この点の認識を欠いた上記判決は、的外れな観念論に留まるものと言わざるを得ない。

(ウ) また、もし仮に上記判決が言うように複数国籍が「主権国家の考え方とは本質的に相容れない。」のであるならば、主権国家の立場からは、複数国籍は徹底的にその発生を防止し、またこれを解消しなければならないことになる。

しかしながら、現実にはその主権国家である諸外国が複数国籍を容認する国籍法制を採用しつつあるのであり、日本においても1984(昭和59)年改正によって複数国籍の発生する場面を飛躍的に拡大させ、かつ最終的に複数国籍が存続するする事態も容認するに至っている。これらは、主権国家である日本を初めとする各国の政府自身が、複数国籍の存在によって国家の主権が脅かされるとは考えていないことを証明する事実である。

(エ) 上記判決にかかる訴訟においては、一件記録を子細に検討しても、国籍法制に関する「主権尊重の原則」（国内管轄の原則）及び、その帰結としての複数国籍の発生の必然性について論じられた形跡は見当たらない。上記判決は、そのために、国籍制度における「主権尊重の原則」（国内管轄の原則）についての正しい理解を欠き、その結果、複数国籍は一国の国籍制度においてコントロールすることが可能であると誤解し、上記のような判断に至ったものと推測される。要するに、上記判決は「主権尊重の原則」及び複数国籍に関する十分な理解を欠くものであり、その結果その判示を誤ったものである。

なお、上記判決の上告審である最高裁平成27年3月10日判決は、法12条について「内国秩序等の観点からの弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避することを目的として」と述べるのみで、そのような弊害が現実に存在するのか、国籍法はなぜ一方で複数国籍防止解消制度を設けつつ他方で複数国籍の発生と存続を容認する制度設計となっているのか、等について真摯な検討がなされたとは解しがたい。

(オ) これまで、国籍法上の制度について争われた訴訟において、「国籍唯一の原則」が度々争点となってきた。しかしながら、上記の各判例に見られるように、裁判所が複数国籍が発生する根本的な原因である「主権尊重の原則」（国内管轄の原則）や、日本の国籍法が

最終的に複数国籍の存続を容認する制度設計となっていることなどについて、十分に理解をした上で判断を下したものを見当たらない。

本件は、まさに複数国籍発生の根本原因に関する理解を踏まえて、国籍法における複数国籍防止解消制度のあり方、及びその中の 1 条 1 項の合憲性を問題としているものである。裁判所においては、これまでの判例のような抽象的・観念的な議論に終始することなく、国籍法の法解釈に基づいて、同法が採用する複数国籍に関する立法政策を明らかにした上で、法 11 条 1 項の合憲性について判断をされることを切に希望する。

(2) 「(1) 各国国内法における国籍唯一の原則の現れ」について (答弁書 35 頁乃至 36 頁)

ア 第 1 段落について

中華人民共和国(中国)の国籍法に、答弁書において指摘される条文が存在することは認めること。

他方、原告ら準備書面 (1) 第 1 . 3 (3) (15 頁乃至 16 頁) で指摘した通り、複数国籍の禁止を明示し (3 条) 、被告が指摘する複数国籍防止解消のための諸規定を設けている中国国籍法の下においてすら、複数国籍の発生を回避することは不可能である (甲 39)。このことは、「国籍唯一の原則」が文字通りの「唯一の国籍の存在しか認めない」という意味では成り立たないことを示すものである。

イ 第2段落について

大韓民国の国籍法に、答弁書において指摘される条文が存在することは認める。

他方、答弁書で引用されている、国籍選択制度に関する韓国国籍法12条は、1項但し書きで、「第10条第2項により法務部長官に大韓民国において外国の国籍を行使しない旨を誓約した複数国籍者は除く。」と規定し、外国籍不行使誓約をした者の国籍選択義務を免除し、複数国籍保持を認めている。また韓国籍の選択の方法として、外国籍を放棄するほか、外国籍不行使誓約をすることによってもすることができるとされている（乙7・13条1項）。

また、韓国国籍法は帰化に際し原国籍の離脱を要件としておらず（同・5条）、その代わりに帰化後1年以内に外国籍の放棄を求める（同・10条1項）が、一定の場合には外国籍の放棄の代わりに外国籍不行使誓約を行うことを認め（同・10条2項）、その場合の複数国籍の保持を容認している。

上記の外国籍不行使誓約の制度は、2010年の韓国国籍法の改正によって導入されたものである。このように、韓国国籍法は2010年改正において一定の範囲で複数国籍の存続を認めるに至っており、韓国国籍法における「国籍唯一の原則」の具体的な内容はこのようなものとして理解されるべきである。

ウ 第3段落について

- (ア) 英米やヨーロッパ諸国では重国籍に寛容な国もそれなりに多く見られること、重国籍を許容しつつもその解消のための方策を探っている国があること（但し被告が挙げる個々の国がこれに該当するかどうかは不知¹）、重国籍を禁止する旨の明文規定を設けている国があるとされていること、甲28の1及び2に被告主張の記載があること、は認め、その余は否認ないし争う。
- (イ) 被告は、複数国籍に対し異なる姿勢を有する様々な国籍法制が存在することを指摘しつつ、「国籍唯一の原則は、現在も、一部の主要国を含む相当数の国において維持されている。」と主張する。しかししながら、まさに被告が指摘するように、複数国籍の発生防止・解消に関する各国の国籍法制のあり方は様々である。
- (ウ) 例えば、複数国籍の禁止を明示する中国国籍法は複数国籍に対して最も厳格な制度の部類に属するものと解され（但し、それでも複数国籍を完全に防止することができないことは前述の通りである）、韓国及び日本の国籍法は中国国籍法よりも複数国籍に対して寛容であると言える。

¹ 被告が挙げる欧州4カ国のうちスウェーデンとフィンランドは複数国籍全面容認国で（甲20・98頁、109頁・註10）、ドイツとスペインにも自己の志望により外国籍を取得した場合にも自国籍を保持することを可能とする制度がある（甲80、甲81の1、甲81の2）。

(エ) そして日本と韓国の国籍法を対比すると、国籍選択制度に関しては韓国の国籍法が外国籍不行使誓約をした者に対して国籍選択義務自体を免除している点は日本の国籍選択制度より複数国籍に対し寛容であるということができる。他方で、韓国国籍法 14 条の 2 に基づく国籍選択命令は実際に運用がなされていることや、国籍選択命令を受けた場合に韓国籍を選択する場合には外国籍不行使誓約は許されず外国籍を放棄しなければならないとされていること（14 条の 2 第 3 項）に対し、日本の国籍選択催告は実際には運用がなされていないことのほか、選択催告に対して日本国籍の選択宣言（それ自体では外国籍を失わない）をすることも許容されている点は、日本の国籍法の方が複数国籍に寛容であると評価することもできる。

さらに、帰化における原国籍離脱義務について見るならば、日本は帰化時に原国籍離脱義務を課し（法 5 条 1 項 5 号）、本人の意思に関わらず帰化時に原国籍を離脱できない場合の救済規定（法 5 条 2 項）を設けるのにとどまるのに対し、韓国国籍法は帰化時には原国籍離脱義務を課さず（5 条）、帰化後 1 年以内の外国籍放棄義務を課すものの、本人の意思に関わらず原国籍を放棄することができない場合の他、複数の場合において、原国籍の放棄に代えて外国籍不行使誓約をすることによって韓国籍を保持することを認めており（10 条 2 項柱書き及び 1 号乃至 5 号）、この点では日本の国籍法

よりも帰化による複数国籍の発生を広く容認していると見ることができる。

(オ) このように、日本、韓国、中国のわずか3カ国の各国籍法を対比してみても、複数国籍に対する制度のあり方は様々であり、かつ国籍選択制度、帰化制度など個々の制度毎に複数国籍の発生防止・解消あるいは容認のあり方も様々である。少なくとも日本と韓国についてみれば、両国の国籍法制を一律に「複数国籍を禁止している」などと言えないことはもちろん、それぞれの国籍法制を一括して、いずれかの国籍法制の方が他方の法制よりも複数国籍に対して寛容であるとか厳格であるなどと断定することはできない。

このように、複数国籍に対する立法政策は、「全面排除」か「全面容認」かの二者択一ではない。各国の国籍法制は、「主権尊重の原則」によって複数国籍の発生が不可避であることを前提としつつ、各国毎の諸事情に応じて複数国籍の制限と容認を織り交ぜた立法政策を採用しているのであり、その具体的な内容は国毎に様々である。

このような国籍法制の実情を見るならば、「国籍唯一の原則」をあたかも「複数国籍全面禁止か全面容認か」の対立項の中で前者に位置するものとするかのような被告の主張は、国籍法制の実態とも、各国が採用するとされる「国籍唯一の原則」の内実とも整合していないものと言わざるを得ない。「国籍唯一の原則」を各国の国籍法制に共通した立法政策として敢えて表現するならば、その内容は「複数国籍の発生の防止または解消を図る」あるいは「複数国籍を

無制限に容認はしない」といった最大公約数的な表現にとどまるものであり、「国籍唯一の原則」という言葉から必然的にあるべき複数国籍防止解消制度が導かれるものではない。

したがって、「国籍唯一の原則」を旗印にして我が国の国籍法の個別の条文ないしは制度の解釈論を展開することには何の意味もないのであり、国籍法がどのような場合にどのような形で複数国籍の発生を認め、他方でどのような場合にどのような方法でその発生を防止し、または既に存在する複数国籍を解消しようとしているのかを、制度について定めた条文の規定に則して個々具体的に検討する必要がある。

(カ) なお、被告は甲28の1及び2の「国連加盟国196か国中、28%の政府が二重国籍を許す規定を持たない」との記述を引用し、自己の主張の裏付けとする。

しかしながら、「複数国籍を許す」旨の規定の存否は当該国籍法制が複数国籍の発生と存続を容認しているか否かの判断指標とはなり得ない。例えば、「複数国籍を許す」旨の規定を国籍法の中に持たない日本及び韓国においても、その制度を子細に見れば複数国籍の発生を前提としていることはこれまで縷々述べた通りであり（日本の国籍法について原告ら準備書面（1）31頁以下、韓国の国籍法について上記（2））、複数国籍の禁止を明記する中国国籍法においてすら、前述の通り、複数国籍の発生を回避し得ないのである。

4 「ウ 個人の自由意思を尊重すべきことも限定的ながら一つの理想とされていること—国籍自由の原則」について（答弁書 36 頁）

（1） 第1段落について

第1段落は認める。

なお、国籍自由の原則とは、沿革的には被告が主張するとおり「国家は個人の意思に反して自国の国籍を強制すべきではない。」というものであり、国籍離脱の自由に繋がるものであるが、原告ら準備書面（4）第5（16頁以下）で主張したとおり、今日における国籍自由の原則とは、国籍離脱の自由のみならず、本人の意思に反して国籍の離脱を強制されない自由、ないしは本人の意思に反して国籍を剥奪されない自由、も含まれるものと解するのが相当である（この点については後述5（3）の通り被告も答弁書37頁で認めるものである）。

（2） 第2段落について

ア 第2段落中、「国籍の得喪の大部分は、個人の自由意思とは無関係に行われるもの」とする点について。

日本国籍の取得の大部分が出生に基づくもの（法2条1号2号）であり本人の意思に基づく国籍取得ではない、との点は認め、日本国籍の喪失の大部分が個人の自由意思とは無関係に行われるとの点については否認乃至争う。

答弁書の上記主張箇所が、日本の国籍法に関する主張であるのか、日本の国籍法に限定せずおよそ国籍の得喪に関する一般論として述べ

られているのか判然としないが、少なくとも日本の国籍法に関して言えば、原告ら準備書面（1）第4（31頁以下）において述べた通り、国籍法は、法11条1項を除いては、複数国籍の解消において本人の意思に基づき日本国籍を喪失させるという仕組みになっており、日本国籍の喪失の大部分が本人の意思と無関係に行われているというのは客観的事実に反する。

また、「国籍自由の原則」とは、上述の通り、既に有している国籍を離脱することあるいは離脱しないことの自由を意味する。したがって、出生による国籍取得が「国籍自由の原則」とは全く無関係であることは改めて議論するまでもなく当然のことであり、このことについて被告も異論はないであろう（「出生による国籍取得は国籍自由の原則に反する」などと主張するものではないであろう）。被告が、「国籍自由の原則」に関連して出生による国籍取得を持ち出し、「国籍取得の大部分は個人の自由意思とは無関係に成立する」と主張することは、全くの的外れであり、何ら意味はない。

イ 第2段落中、「我が国のように、国籍離脱の原則を無制限に保障する法制は、むしろまれとされており、国籍の得喪のあらゆる場面において個人の意思を尊重することが国籍立法の理念として承認されているということはできない。」とする点については不知。

但し、被告のこの主張は、その文言からも明らかだとおり、諸外国の法制との比較の中で、国籍離脱の原則を無制限に保障する法制がまれであるとか、国籍の得喪のあらゆる場面で個人の意思を尊重するこ

とが諸外国においても国籍立法の理念として承認されているわけではない、とするものである。これに対し、本件は、国内法である国籍法 11 条 1 項の解釈、及び上位法であり同じく国内法である憲法への適合性が問題となっている事案である。そして、憲法 22 条 2 項は無制限の国籍離脱の自由を保障しており、また日本の国籍法は、複数国籍解消のための日本国籍の喪失に関する制度については（法 11 条 1 項を除き）本人の意思を尊重する仕組みとなっている（原告ら準備書面（1）第 4、3 乃至 5（35 頁以下））。

したがって、本件で問題となっている国籍法 11 条 1 項の解釈及び憲法適合性の判断において、諸外国の法制として被告が主張するところの内容を斟酌することは全く不要であり、上記の被告の主張は本件とは全く無関係の内容である。

もし仮に、憲法 22 条 2 項が国籍離脱の自由を無制限に保障しているのに対して、被告がこれを制限的に解釈すべきであるとして上記の主張をしたり、国籍法が定める複数国籍防止解消制度（日本国籍の喪失に関し本人の意思を尊重する）のに対して、本人の意思を過大に尊重すべきではないと主張するものであるならば、それは、憲法及び国籍法の解釈を誤った方向に導こうとするものであり、失当である。

5 「エ 我が国の国籍法は、重国籍防止と国籍自由の原則を基調としていること」について(答弁書36頁乃至37頁)

(1) 第1段落について

被告が主張する規定が国籍法に存在することは認め、「重国籍の防止を基調とし」とする点は争う。

法13条は憲法22条2項の国籍離脱の自由の保障規定を受けて設けられたものであり、複数国籍の解消を立法目的とする制度ではない。日本国籍を離脱することによって複数国籍の解消という結果は生じるもの、本人がその意思によって日本国籍を離脱しなければ複数国籍の状態は存続する。

法12条はむしろ形骸化した日本国籍の発生を防止するための制度であり、複数国籍であることはむしろ日本国籍を喪失させても無国籍とならないための要件と見ることができる（法13条の複数国籍要件と同じである）。そして国籍留保の意思表示をすれば複数国籍の状態を存続させることが可能である。

国籍選択において日本国籍を選択し外国籍を放棄する旨の宣言（法14条2項後段）を行った場合には、その後に外国籍を放棄することができなくとも国籍法上は何ら問題は生じないのであり、複数国籍の状態が存続することとなる。

法5条1項5号の帰化の際の原国籍離脱要件に対しては、本人の意思によって国籍を離脱できない場合に原国籍を離脱しないで帰化を認める制度を設けており（法5条2項）、この場合には複数国籍の状態が維持される。

以上の通り、国籍法は、複数国籍発生防止・解消のための制度を設ける一方、それによって最終的に複数国籍が解消されない事態が生じることを想定し、かつ容認している。したがって、国籍法が「複数国籍発生防止・解消の制度を設けている」との評価は正しいが、「複数国籍の防止を基調とし」との評価は誤りである。

そして、国籍法が複数国籍に対しどのような方針を「基調としている」かは、個々の制度に対する個別具体的な検討の上で評価されるべきである。

(2) 第2段落について

前半部分は認める。

後半部分については、自国の国籍取得と同時に原国籍を離脱することを要件とし、かつ本人の意思によって原国籍を離脱することができない場合には原国籍を離脱せずに自国の国籍取得を認めるという救済規定を有しない国の国籍を取得しようとする場合に限って、法11条1項が国籍変更の自由を保障する機能を有することを認める（原告ら準備書面（3）第2.4以下（17頁以下））。

(3) 第3段落について

被告が指摘する条文の存在は認める。

なお、被告が指摘するとおり、旧国籍法は、外国人との婚姻や外国人親の認知による外国籍の当然取得、又は日本人配偶者との離婚若しくは

日本人養親との離縁によって日本国籍を喪失する旨の規定を設け（18条、19条、23条）、また夫若しくは親が日本国籍を喪失した場合に配偶者及び子が夫若しくは親の国籍を取得したときは当然に日本国籍を喪失する旨の規定（21条）等の規定を設けていたが、これらの制度は現行法制定時に全て廃止された。これは日本国籍の喪失は本人の意思に基づくべきであるとの理念に基づくものであることは明らかであり、現行国籍法の理念である「国籍自由の原則」が、単に国籍離脱の自由のみならず、恣意的に（あるいは本人の意思に反して）国籍を剥奪されないことの自由も内包するものであることを示すものである。

第6 「(3) 国籍法11条1項の立法目的及びその合理性」について（答弁書37頁乃至41頁）

1 「ア 国籍法11条1項の規定について」について（答弁書37頁乃至39頁）

(1) はじめに

本項において被告は、法11条1項の立法目的が①国籍変更の自由を認めると共に②複数国籍を防止することであるとし、判例を引用しつつ、これら2つの立法目的を混和させて法11条1項の意義について主張している。

しかしながら、原告ら準備書面（3）第2.2（6頁以下）で述べたとおり、1984（昭和59）年改正時に言及された法11条1項の立法目的としての「国籍変更の自由」は何ら内容を有するものではなく、その後田代論文（甲57）によって言及されたものはもともと想定していなかった同規定の「効用」にすぎない。そしてこの「国籍変更の自由の保障」という効用と複数国籍防止という立法目的はその適用場面を全く異なるものであり全く無関係のものであるから、両者を混和して法11条1項の意義について論じるのは誤りである。

これらの点について、以下順次論じる。

（2）「(ア)」について（答弁書37頁乃至38頁）

ア 第1段落について

法11条1項の立法目的に関する記述のうち、②国籍の積極的抵触（重国籍の発生）の防止については認め、①国籍変更の自由を認めること、については、極めて限定された場面で法11条1項がそのような効用を有する、という限りにおいて認める。

イ 第2段落について

（ア）第1文は争う。

法11条1項の効用としての「国籍変更の自由」とは、原告ら準備書面（3）第2.3以下（14頁以下）で論じたとおり、自国の国籍の取得と同時に原国籍を離脱することを要件とし、かつ本人の

意思によって原国籍を離脱することができない場合には原国籍を離脱せずに自国の国籍取得を認めるという救済規定を有しない国籍法制の国の国籍を取得しようとするときに、本人の希望する日本国籍の離脱と外国籍の取得を実現し、それによって本人の国籍変更の自由を保障する、というものである。

この場面では、そもそも当該外国の当該国籍取得制度が複数国籍の発生を防止する仕組みとなっているのであり、法11条1項の効果によって複数国籍の発生が防止されるものではない。むしろ、当該外国の複数国籍発生防止政策によって日本国籍から当該外国籍への移行が困難となっているのを救済するのが法11条1項の「国籍変更の自由」の効用の要点である。したがって、被告の「国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の観点から」との記述は、全く無関係なものを作記したものにすぎず、何の意味も持たない。

また、上述した「国籍変更の自由」の効用が機能する場面では、本人の希望によって日本国籍から外国籍に移行するのであり、本人は外国籍取得意思とともに日本国籍離脱の意思も現実に有していることが前提となっている。したがって、「当然に従来の国籍を放棄する意思があると見るべきである」という意思の擬制も不要である。

原告ら準備書面（3）第3.2（24頁以下）において述べた通り、法11条1項の立法目的である「複数国籍発生防止」と同条項の効用である「国籍変更の自由」とは、全く無関係であり、両者はいわば全く別個の目的及び効用が、たまたま同じ仕組みを持った制

度によって実現されているに過ぎない。したがって、「国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があると見るべきであり」との被告の主張は、無関係な用語を脈絡なく結合しただけの、全く内容のない文である。

(イ) 第2文は認める。

被告は、第1文において「当然に従来の国籍を放棄する意思があると見るべきである。」と主張しつつ、第2文においては「かかる日本国籍の喪失は、国籍離脱（国籍法13条）のように直接日本国籍を離脱することに向けられた意思の効果ではなく、志望による外国国籍の取得によって自動的に生じる効果である。」と主張している。前者では日本国籍放棄の意思を擬制すべきであるとしながら、後者では日本国籍離脱の意思とは無関係な法の規定による効果であるとするものであり、その主張には矛盾が見られる。

法11条1項の根拠として、本人の具体的な国籍離脱の意思を見ることはできず、国籍離脱の意思を擬制することにも矛盾があることは、原告ら準備書面（3）第3.3（27頁以下）で主張したとおりである。したがって、法11条1項による国籍喪失の根拠を国籍離脱に向けた本人の意思ないしは擬制された意思に求める第1文の主張は誤りであり、本人の意思と無関係に法の規定によって国籍喪失の効果が生じるとする第2文の主張が正しい。

そして、本人が日本国籍を離脱する意思がないにもかかわらず、
外国籍を志望取得する場合に限って日本国籍を強制的に剥奪することの必要性及び許容性が本件の争点である。

ウ 第3段落について

答弁書記載の判決及び引用判示の存在は認める。但し、その内容については以下の通りの問題がある。

(ア) 被告が引用する東京地裁平成28年6月24日判決は、法11条1項の立法趣旨の②として「自己の志望により外国籍を取得したときには、二重国籍の発生を防止するためにも、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、外国籍を取得することによって当然に日本国籍を喪失させることが相当であること」とする。

しかしながら、外国籍取得の意思と日本国籍離脱の意思が同一でもまた表裏の関係にもないことは、既に原告ら準備書面(3)第3、3(27頁以下)で指摘したとおりであり、上述の通り被告も認めるところである。上記判決が「二重国籍の発生を防止するためにも、当然に国籍を放棄する意思があるとみるべきであ」るとしているのは、まさに日本国籍放棄の意思が外国籍取得意思から直接導かれるものではなく、「複数国籍発生防止の要請」から導かれるものであることを端的に述べているものである。

しかるに、法11条1項による国籍喪失の根拠を、被告のように「複数国籍の発生防止のために法が定めた効果」とせずに、「擬制された本人の国籍離脱意思の効果」と解しなければならない根拠は、

判示からは見いだすことができない。本人の国籍離脱意思を擬制する根拠も結局は「複数国籍防止」の要請にあるのであるから、むしろ端的に複数国籍防止のために日本国籍を喪失させる、と説明すれば足りるものである。

にもかかわらず、上記判決が擬制された本人の国籍離脱の意思を法11条1項による国籍喪失の根拠としようとするのは、同条項による国籍喪失を本人の意思に起因するものとして正当化しようとするものと思われ、またその他の複数国籍防止解消制度が本人の意思を尊重する仕組みとなっていることとの平仄を揃え整合性を図りたいという意図によるものであると解される。

しかしながら、それは前述の通り複数国籍防止という目的のために擬制された離脱意思であり、そのような意思を本人の真実の離脱意思と同視しようとするのは、ごまかしに過ぎない。

(イ) 同判決はまた、法11条1項の立法趣旨として、①被告のいうところの「国籍変更の自由の保障」と、②複数国籍の発生防止、の2つを挙げた上で、「上記の趣旨に照らすと、国籍法11条1項の規定により国籍を喪失するという効果を生じるには、日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識は要件とされていないと解され、このような解釈は、従前の国籍喪失を帰化の条件とする国への帰化の途を塞がないようにして外国籍取得の途を確保するという点で、上記①の憲法の規定の趣旨にも沿うものということができる。」と判示している。

上述の通り、複数国籍の発生を防止する制度としての法11条1項の内容は、外国籍を志望取得した者の意思に関わらず日本国籍を自動的に喪失させる、というものである。また原告ら準備書面（3）第3.3（5）（31頁）で論じたとおり、この「本人の意思に関わらず日本国籍を自動的に喪失させる」という点は、複数国籍発生防止制度としての法11条1項の存在意義に関わる本質的な要素である。したがって、同判決が「国籍法11条1項の規定により国籍を喪失するという効果を生じるには、日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識は要件とされていないと解され」と判示するのは、同判決がいう②の「複数国籍の発生防止」という立法目的からは当然の帰結となる。

しかしながら、同判決が上記判示に続けて「このような解釈は、従前の国籍喪失を帰化の条件とする国への帰化の途を塞がないようにして外国籍取得の途を確保するという点で、上記①の憲法の規定の趣旨にも沿うものということができる。」と判示する点は、明らかに誤りである。原告ら準備書面（3）第2.3乃至5（14頁以下）で論じたとおり、法11条1項の立法目的（原告らの主張では法11条1項の「効用」）とされる「国籍変更の自由の保障」は、あくまで本人が自らの意思で日本国籍を離脱し外国籍を取得する場合を対象とするものであり、憲法22条2項も本人の意思に基づく日本国籍の離脱を前提としてその自由を保障するものである。国籍の取得と同時に原国籍の離脱を要求し、かつ本人の意思によって外

国籍取得と同時に原国籍を離脱することができない場合には原国籍を離脱せずに自国の国籍取得を認めるという救済規定を持たない国の国籍の取得を希望する者が、同時に日本国籍の離脱も希望しない場合、それは当該外国の規定によればその国の国籍を取得できることになるが、それはその国の法制に基づくものである。このような場合に「日本国籍を失いたくない」という本人の意向を無視してまでその国の国籍を取得させるために本人の国籍を喪失させるのは、憲法22条2項が保障する国籍離脱の自由とは全く関係がない。むしろ、強制的な国籍の剥奪というべきものである。

以上の通り、法11条1項によって本人の意思によらずに日本国籍を喪失させることが国籍変更の自由の保障に当たり、憲法22条2項の趣旨に沿う、とした上記判決は、明らかに憲法22条2項の趣旨及び法11条1項の趣旨の理解を誤っているものと言うほかなりく、その判示が失当であることは明らかである。

(3) 「(イ)」について（答弁書38頁乃至39頁）

ア 第1段落について

(ア) 法11条1項の「自己の志望によって」の要件が外国籍の志望取得を指し、当然取得を除外する趣旨であるとの点は認めるが、「自己の志望によって」とは、国籍変更の自由を保障する趣旨であり」とする点は争う。

法11条1項の適用による国籍変更の自由の保障という効用が認められるのは、外国籍の志望取得のうち、さらに限定された場面、すなわち自国の国籍の取得と同時に原国籍を離脱することが要件とされ、かつ本人の意思によって原国籍を離脱することができない場合に原国籍を離脱せずに自国の国籍の取得を認める救済制度を有しない国の国籍を志望取得する場面であることは、これまで繰り返し指摘する通りである。

これ以外の外国籍の志望取得の場面、すなわち自国の国籍の取得と同時に原国籍を離脱することが要件とされていない場合や、自国の国籍の取得と同時に原国籍を離脱することが要件とされているものの本人の意思によって原国籍を離脱することができない場合に原国籍を離脱せずに自国の国籍の取得を認める救済制度が存在する場合には、法11条1項により外国籍取得と同時に日本国籍を喪失させずとも国籍変更の自由は保障される（原国籍離脱要件のない国の国籍の志望取得の際には、本人が希望すれば最終的にも日本国籍を離脱する必要がない）。このような場合に、本人が日本国籍を保持する意思を持っているにもかかわらず法11条1項を適用して日本国籍を喪失させることは、本人の意思に反して日本国籍を喪失させるものであって、国籍自由の原則に反するものである。

以上の通り、外国籍の志望取得の場面はすなわち国籍変更の自由の保障の効用が認められる場面である、とする被告の主張は誤りである。敢えて言うならば、国籍変更の自由の保障という法11条1

項の効用と、外国籍の志望取得か当然取得かという区別は、何らの関係を有しないものである。

(イ) なお、「自己の志望によって」の要件が外国籍の志望取得と当然取得とで法11条1項の適用（したがって国籍喪失の効果の成否）を分けるものであることは被告の主張する通りであるが、本件においてはまさに、外国籍の志望取得の場合と当然取得の場合とで自動的な国籍喪失という効果の発生に差異を設けることの合理性が問題であることを付言しておく（原告ら準備書面（5）第4.2（16頁以下））。

イ 第2段落について

被告主張の審判例が存在すること、及びその内容が概ね被告主張の通りであることは認めるが、これらの審判例は「自己の志望」による外国籍の取得に当たらないとされたものであり、「国籍変更の自由」の保障とは何らの関係もない。

なお、被告が挙げる二つの審判の理由中に「国籍変更の自由」に関する記載など一切なく、また、そのうち札幌家裁室蘭支部昭和39年3月31日審判は、その理由中で、国籍法が重国籍を禁止していない旨を明言している。

ウ 第3段落について

「自己の志望によって」の要件について、被告主張のような解釈がなされていることは認める。

本人に日本国籍を放棄する意思がない場合（この中には被告主張の「法の不知により帰化の申請の動機に錯誤があった」場合も含まれる）にも日本国籍を喪失させることこそが法11条1項の固有の存在意義であることは、原告ら準備書面（3）第3.3（5）（31頁）で述べた通りである。そして、このように法11条1項が本人に日本国籍を放棄する意思がないにもかかわらず日本国籍を喪失させることは、「国籍変更の自由」を保障することには該当しないのであり、むしろ本人の「国籍を離脱しない自由」「国籍を変更しない自由」の侵害にあたるものである。

2 「イ 国籍法11条1項の立法目的の合理性」について(答弁書 39頁乃至41頁)

（1）はじめに

本項において被告は、法11条1項の立法目的である①国籍変更の自由の保障、②複数国籍の発生防止」についてはいずれも合理性がある、として縷々主張する。

しかしながら、国籍変更の自由の保障という効用が認められるのは極めて限定された場合であると共に、そもそも本人の意思に反して日本国籍を喪失することは「国籍変更の自由の保障」とは言えない。

また、複数国籍防止という立法目的自体は国籍法の立法政策の一つに合致するものであるとしても、その実行方法（本人の意思に反して日本国籍を喪失させること）に問題がある。

これらの点について、以下順次論じる。

（2）「(ア) 「国籍変更の自由を認める」という立法目的が合理性を有すること」について(答弁書39頁乃至40頁)

ア 第1段落について

被告は、「憲法22条2項で国籍離脱の自由が規定され、その国籍離脱の自由の一場面として、国籍変更の自由を認めているものである」と主張する。

被告が主張するとおり、国籍離脱の自由の一場面としての国籍変更の自由とは、日本国民が自らの意思で日本国籍を離脱し外国籍を取得することの自由であり、「国籍変更の自由の保障」とは、かような日本国籍から外国籍への変更を国家権力によって阻害しない、というものである。

日本国民が日本国籍から外国籍への変更（すなわち日本国籍を離脱し外国籍を取得すること）を希望する場合については、外国籍の取得のためにその国籍取得と同時に日本国籍を離脱することが必要な場合と、外国籍取得と同時に日本国籍を離脱する必要がない場合（後日日本国籍を離脱すればよい、あるいは日本国籍を離脱しなくてもよい）場合がある。前者の場合については法11条1項によってはじめて日本国籍から

外国籍への変更が実現するが、後者の場合には法11条1項が存在しなくとも日本国籍から外国籍の変更は可能である。このように、日本国民が日本国籍から外国籍への変更を希望する場合において、その実現のために法11条1項が必要な場合は、限定された場面に限られている。

そして、上述の通り国籍変更の自由とはあくまで個人の自由であり、他者から強制されるものではないのだから、本人が日本国籍を保持したまま外国籍を取得することを希望し、かつ当該外国の法制がこれを許容している場合に、外国籍の取得を理由に本人の意思に反して日本国籍を剥奪することが、憲法22条2項が保障する国籍離脱の自由の一場面である「国籍変更の自由」にあたると解釈することは、およそ不可能である。むしろ、他者から強制され、あるいは本人の意思に反して外国籍の取得と同時に自動的に日本国籍を喪失することは、憲法22条2項が保障する「日本国籍を離脱しない自由」「国籍を変更しない自由」の侵害に該当する。

イ 第2段落について

被告は、国籍変更の自由を保障するという趣旨から、「自己の志望によって」とは外国籍の志望取得を広く指し、当然取得を含まない、と主張する。

しかしながら、法11条1項の「国籍変更の自由の保障」という効用と、「自己の志望によって」の要件とが全く無関係であることは、答弁書38頁(イ)の主張に対する反論として前項で主張したとおりである。

(3) 「(1) 「重国籍の発生防止」という立法目的が合理性を有すること」について（答弁書40頁乃至41頁）

ア 第1段落について

国籍の消極的抵触は避けるべき事態であるとの点は認め、その余は争う。

原告ら準備書面（1）第1、3（7頁以下）で述べた通り、複数国籍の発生は「主権尊重の原則」ないし「国内管轄の原則」からくる必然の結果であり、これを解消することが不可能ないし著しく困難であることは、1930年の国籍法抵触条約の締結時に既に各国家間で認識されていたことである。そして、当時懸念されていた複数国籍に起因する諸々の弊害のおそれが、今日ではあるものは法的に解決され、あるものは複数国籍に起因する問題ではないとされ、またあるものはそれほど重大な事態を招来するものではないことが明らかとなった。他方、国籍の個人にとっての重要性が認識されるに従い、複数国籍を容認する法制度が増加し、日本も1984（昭和59）年の国籍法改正によって複数国籍の大幅な発生を容認するとともに、一定範囲で複数国籍が解消されずに存続する事態も法的に容認する制度となった。近時では複数国籍に対し厳格な法制度とされていた韓国においても、2010年国籍法改正によって複数国籍を一部容認する制度に変更された。このように、複数国籍に対する対応は、国により、また時代により様々であり、各国に共通の「るべき複数国籍制度」とでも言うべきものは存在しない。

このように見るならば、被告の言う「国籍唯一の原則」とは「複数国籍の発生の防止または解消を図る」「複数国籍を無制限には容認しない」という立法政策の抽象的な方向性を示すものに過ぎず、それ自体から必然的にあるべき複数国籍防止解消制度が導かれるものではない。国籍法の立法論においてすら、「国籍唯一の原則」は「複数国籍の発生の防止または解消を図る」「複数国籍を無制限には容認しない」という枠組み以上の具体的な意味を持つものではなく、ましてや現行法の解釈において「国籍唯一の原則」という標語によって解釈が左右されることは考えがたい。現行国籍法の解釈は現行法の条文や制度に基づいて行われるべきである。

イ 第2段落について

被告が引用する各判例に関する批判は前述第5.3(1)(39頁)で述べた通りである。

一言付言するならば、「重国籍であることが常態化することは、国家と国家との間、国家と個人との間または個人と個人との間の権利義務に重大な矛盾衝突を生じさせるおそれがある」との被告の主張と、国籍法が最終的に複数国籍の存続を容認する法制度を採用しているという客観的事実、さらにこんにち日本国籍と外国籍の複数国籍者が法務省の推計で約90万人存在するという客観的事実との間の齟齬について、被告が何ら反論なり弁明を行っていない点が、まさに被告の主張の疑わしさを顕しているものである。

ウ 第3段落について

この点に関する反論も前述第2、3項の通りである。

エ 第4段落について

複数国籍防止解消が国籍法の立法政策の一つとなっていること、その中で法11条1項が複数国籍の発生防止という立法目的を有していること、は認める。但し、原告ら準備書面（3）第3（23頁以下）で論じたとおり、その立法目的達成手段である、本人の意思に反して日本国籍を喪失させることが、国籍法が採用する複数国籍防止解消政策の中で合理性を有するものであるか、をより具体的に検討する必要があるのである。この点の検討を欠き、安易に目的の合理性のみを根拠に法11条1項の憲法適合性を論じる被告の主張は失当である。

第7 「4 原告らの主張に対する反論」について（答弁書41頁乃至43頁）

1 「(1) 「日本国籍を奪われない権利」ないし「日本国民が外国籍を取得しても日本国籍を奪われない権利」が憲法上保障されいると解することはできないこと」について（答弁書41頁乃至42頁）

(1) 第1段落及び第2段落について

「自己の意思に反して恣意的に国籍を奪われない権利」が憲法13条及び22条2項によって保障されていることは、原告ら準備書面（4）第6.2（2）（22頁）で主張したとおりである。

なお、被告は答弁書において、国籍法は、国籍離脱の自由を保障する憲法22条2項の規定を受けて、11条1項及び法13条によって本人の志望に基づく国籍離脱の規定を置いている、と主張する。しかしながら、法11条1項は、原告ら準備書面（3）第3.3（27頁）で指摘した、国籍離脱の自由という効用が認められる限定した場面以外においては、むしろ本人の意思に基づかずに日本国籍を喪失させることに当該規定の固有の存在意義があるのであり（原告ら準備書面（3）第3.3（5）（31頁））、この規定を「本人の志望による国籍離脱の規定」と位置づけることは、明らかな誤りである。

後述する通り、被告は「法11条1項は本人の国籍離脱意思に基づかずに日本国籍を喪失する規定である」と認めている。したがって、被告

のいう「本人の志望による」とは、法11条1項についていうならば日本国籍の離脱ではなく外国籍の志望取得のことを指すものであり、「本人の志望による国籍離脱の規定」とは、正確には「本人の外国籍取得の志望による日本国籍離脱の規定」という意味である。しかるに同じ「本人の志望による国籍離脱の規定」という表現を法13条に関して見るならば、まさしく文字通り「本人の国籍離脱の志望による国籍離脱の規定」という意味となる。つまり被告は、法11条1項と法13条という全く異なる規定を、同じ「本人の志望による国籍離脱の規定」という表現で括っているのである、明らかな誤りである。

被告は、後述する通り、法11条1項は本人の離脱意思による国籍喪失の規定ではないことを明言しており、日本国籍の国籍離脱に向けられた意思の有無という点について法13条と全く異なるものであることを十分に認識している。にもかかわらずこのように両者をひとくくりにして「本人の志望による国籍離脱の規定」とあると論じるのは、法11条1項をあたかも法13条と同様に本人の意思による国籍喪失の規定であるかのような印象づけをして、誤解を招こうとするものである。

(2) 第3段落及び第4段落について

ア 被告は、「国籍を保持し続けることは精神面でも実際面でも幸福を追求するために欠かせない」から「国籍を奪われない権利は幸福追求権の重要な一内容として保障される」との原告の主張に対し、「日本国民が外国国籍を自己の志望により取得したとしても、なお日本国籍を奪われない利益なるものが憲法上の権利としても保障されている旨

をいうものであって、かかる利益は、主権国家の考え方と相容れず、かかる利益が憲法上も保障されているなどと解することは困難である。」と反論する。

しかしながら、国籍が国家の構成員（国民主権国家においては主権者たる地位）及び基本的人権の十全な保障の根拠となるばかりでなく、その者がある社会集団（国家）に帰属することを裏付け、その者のアイデンティティの拠り所ともなるものであることは、既に本書面第4、3（23頁）において論じたとおりである。このような重要性の故に、単に外国国籍を取得したことの一点を捉えて日本国籍を喪失させることには問題があるのである。

イ 被告は外国籍の志望取得の事実を捉えて、その者が日本国籍を保持しようとする利益は「憲法上保護された利益には当たらない。」と主張するが、その論法によれば外国籍を当然取得（婚姻・認知・養子縁組あるいは親族の帰化に伴い法律上当然に当該国籍を取得する場合）した場合にはその者が日本国籍を保持し続けることは憲法上保護された利益に当たることになる。しかしながら同じく複数国籍の状態でありながら、志望取得による複数国籍者の日本国籍の保持は憲法上保護されず、当然取得による複数国籍者の日本国籍の保持は憲法上保護される、という差別的取り扱いの合理的根拠はない（原告ら準備書面（5）第4（15頁以下））。

また、被告の論法によれば、法3条1項や17条1項、法5条2項によって外国国籍を保持しつつ自己の志望により日本国籍を取得した

者についても、そのような者が日本国籍を保持し続けることは憲法上保護された利益に当たらないことになる。しかしながら、これらの規定によって取得した日本国籍を立法政策によってその意に反して剥奪することが許されるとは到底解しがたいのであり（最高裁平成20年6月4日大法廷判決にかかる事件の審理の過程においても、被告側からかかる主張が出された痕跡はない）、これらの規定によって複数国籍となった者が日本国籍を保持し続けることは憲法上保障された権利であることは議論の余地がない。このように、被告の主張は、日本国籍の志望取得によって複数国籍となった者の日本国籍の保持は憲法上保障されるとしながら、外国籍の志望取得によって複数国籍となった者の日本国籍の保持は憲法上保障されないとするものであり、その矛盾は明らかである。

2 「(2) 「自己志望による外国国籍取得は日本国籍離脱の意思の表現」とみなし得ないことを論難することは誤りであること」について（答弁書42頁乃至43頁）

原告らは、法11条1項による日本国籍喪失の根拠として、外国籍を志望取得した者に日本国籍離脱の意思がある、あるいは当然に日本国籍離脱の意思があるものと見るべきである、とする見解があることを踏まえ、「外国籍を取得する意思と日本国籍を離脱する意思とは全く別のものであるから、外国籍を取得する意思を有する者が常にかつ当然に日本国籍を離脱する意思を有すると見るべきではない」ことを指摘するとともに、「外

国籍を取得する意思を有する者について当然に日本国籍を離脱する意思を有するものとみなすべき根拠も存在しないから、このような意思の擬制も誤りである」と主張したものである（訴状35頁乃至37頁）。

これに対し被告は答弁書において、「国籍法11条1項の規定により国籍を喪失するという効果を生じさせるためには、日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識は要件とされていないと解される」とし、「係る制度設計は、国籍の積極的抵触（重国籍の発生）の防止の観点からも合理性を有するものである。」としている（答弁書43頁）。

すなわち、被告は、法11条1項による国籍喪失の根拠は、本人の日本国籍離脱の意思ないしは擬制された離脱意思にあるのではないとして、上記見解に対する原告らの批判に同調しつつ、さらに、法の規定による強制的な国籍剥奪であるとの見解を明らかにしたものである。

したがって、本件においては、外国籍を志望取得した日本国民に日本国籍を離脱する意思があるか否か、あるいは当然にかかる意思があるものと見るべきであるか否か（すなわち「離脱意思の擬制」が合理的か否か）は争点ではなく、外国籍を志望取得した日本国民の日本国籍をその意に反して強制的に剥奪することが許されるか否か、が争点となる。

第8 「5 国家賠償請求について」について（答弁書43頁乃至44頁）

1 「(1) 立法不作為に係る国賠法上の違法性について」について (答弁書43頁乃至44頁)

指摘の判例の存在は認める。

2 「(2) 国籍法11条1項の改正を行わなかつたことが国賠法1条1項の適用上違法とは評価できないこと」について（答弁書44頁）

(1) 1950（昭和25）年現行国籍法制定時の違法性

現行国籍法は、現行憲法（1947（昭和22）年制定）のもとで制定され、公布・施行されたものである。

憲法22条2項は、国籍離脱の自由を保障するが、「日本国籍を離脱することを他者から強制されず、本人の意思に基づいて判断することを認める」という内容の国籍離脱の自由の保障は、当然に日本国籍から離脱しないことの自由の保障も含む。そして日本国籍から離脱しないことの自由とは、日本国籍からの離脱を他者から強制されない、本人の意思に反して日本国籍を剥奪されない、という内容であることは明らかである。

しかるに、旧国籍法20条は外国籍を志望取得した者について日本国籍離脱の意思がなくても当然に日本国籍を喪失させるという内容であり、

上述した、憲法22条2項により保障される、本人の意思に反して日本国籍を剥奪されない自由を侵害するものであることは明らかである。

したがって、1950（昭和25）年の現行国籍法制定時に、現行憲法に抵触する旧国籍法20条を継承して新法8条として設けたことが、違法な立法であった。

（2）1984（昭和59）年国籍法改正時の違法性

1984（昭和59）年の国籍法改正により、複数国籍の発生が大幅に容認され、その解消も本人の意思に基づき行うという制度が大半となつたことは既に論じたとおりである。このように複数国籍の解消を本人の意思に基づいて行うことを基調とする法改正の中で、本人の意思に反して日本国籍を喪失させる法11条1項の異質性はより明確となり、同条項の憲法13条及び22条2項違反、並びに憲法14条1項違反は明確となつた。したがって、この法改正の際に法11条1項は削除すべきであったのに、これを行わず同条項に基づく制度を存続させた立法の不作為が違法であることは明らかである。

以上

別紙 求釈明一覧

以下は、本書面（原告ら準備書面（6））の本文中に記載した求釈明事項を一覧化したものである。

【求釈明】（23頁）

被告は、原告1がスイス国籍法の何年改正版の何条に適用するがゆえに国籍法11条1項の適用対象でないとするのか、示されたい。

【求釈明】国籍喪失届の提出催告について（13頁）

- ① 「追完（補正）催告書」という表題が使われるのは、どのような場合か。どのような頻度で使われるのか。
- ② 在外邦人から国籍喪失届が提出されたが書類に不備や不足があった場合に、大使名義で「追完催告書」または「追完（補正）催告書」を発出した事案は、それぞれの書式について、これまでに何件あったか。時期、大使館ごとに分けて、具体的に示されたい。

【求釈明】被告が把握している、日本国籍と外国籍を併有する複数国籍者の人数等について（15頁以下）

- ① 直近の時期における、日本国籍と外国籍の複数国籍者の正確な人数を、いつの時点での数値であるかとともに、明らかにされたい。
- ② 複数国籍者の正確な人数を把握していない場合は、直近の時期における概数を、いつの時点での数値であるかとともに、明らかにされたい。
- ③ 複数国籍者の正確な人数を把握している場合には、その人数の調査方法を具体的に説明されたい。また個々の特定の国民についてその者が複

数国籍であるか否かについても把握をしているのか否かについて、明らかにされたい。

- ④ 複数国籍の正確な人数を把握していない場合は、正確な人数を把握していない理由を具体的に明らかにされたい（例えば「把握の必要がない」という理由であればなぜ不要なのか、「把握することが不可能である」という理由であれば具体的にどういう点で把握が不可能なのか、「把握することが不可能ではないが莫大な時間と物的・人的資源を要する」という理由であれば具体的にどのような作業に時間と人的・物的資源を要するのか、など）。
- ⑤ 複数国籍者の正確な人数を把握していない場合は、その概数の把握方法を具体的に説明されたい。

【求釈明】国籍喪失届の届出義務について（17頁）

被告は、自己の志望により外国籍を取得した国外居住者に対し、戸籍法103条に規定する国籍喪失届の届出義務があるとの理解に立つものか否か、明らかにされたい。またかかる理解に立つ場合、「戸籍法は日本国内に居住する内外国人及び国外に居住する日本国民に適用される」と一般に解釈されていることとの整合性についてどのように理解しているのか、明らかにされたい。

【求釈明】憲法上の権利の保障と在留制度について（21頁）

被告は、憲法上の権利の保障はその権利の性質にかかわらず在日外国人にも及び、その権利の保障が法務大臣の裁量に任された在留制度によって狭められてはならない、との立場をとるのか。

以上